

広島県教育委員会規則第三号

広島県立歴史民俗資料館管理運営規則及び広島県立歴史博物館管理運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十二日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

広島県立歴史民俗資料館管理運営規則及び広島県立歴史博物館管理運営規則の

一部を改正する規則

(広島県立歴史民俗資料館管理運営規則の一部改正)

第一条 広島県立歴史民俗資料館管理運営規則(昭和五十四年広島県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める展示に係る入館料を免除する。

- 一 身体障害者手帳の交付を受けている者 通常の展示又は特別の展示
 - 二 戦傷病者手帳の交付を受けている者 通常の展示又は特別の展示
 - 三 療育手帳の交付を受けている者 通常の展示又は特別の展示
 - 四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 通常の展示又は特別の展示
 - 五 満六十五歳以上の者 通常の展示
 - 六 県内の大学又はこれに準ずる学校に在学する外国人留学生 通常の展示
 - 七 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校、高等学校若しくはこれらに準ずる学校の校長(幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長)が学校教育活動であることを証明した場合の当該幼保連携型認定こども園の幼児又は当該幼稚園の幼児、当該小学校の児童、当該中学校若しくは当該高等学校の生徒若しくはこれらに準ずる者(以下「幼児等」という。)
 - 八 特別の展示
 - 九 幼児等の引率者 通常の展示又は特別の展示
 - 十 特別の展示と併せて通常の展示を観覧する者 通常の展示
- 第五条第二項中「場合」を「者について」に改め、同条第四項中「第七号」を「第八号」に改める。

(広島県立歴史博物館管理運営規則の一部改正)

第二条 広島県立歴史博物館管理運営規則(平成元年広島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める展示に係る入館料を免除する。

- 一 身体障害者手帳の交付を受けている者 通常の展示又は特別の展示

- 二 戦傷病者手帳の交付を受けている者 通常の展示又は特別の展示
 - 三 療育手帳の交付を受けている者 通常の展示又は特別の展示
 - 四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 通常の展示又は特別の展示
 - 五 満六十五歳以上の者 通常の展示
 - 六 県内の大学又はこれに準ずる学校に在学する外国人留学生 通常の展示
 - 七 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校、高等学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長）が学校教育活動であることを証明した場合の当該幼保連携型認定こども園の幼児又は当該幼稚園の幼児、当該小学校の児童、当該中学校若しくは当該高等学校の生徒若しくはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。） 特別の展示
 - 八 幼児等の引率者 通常の展示又は特別の展示
 - 九 特別の展示と併せて通常の展示を閲覧する者 通常の展示
- 第八条第二項中「場合」を「者について」に改め、同条第四項中「第七号」を「第八号」に改める。
- 第九条第一項第一号を次のように改める。
- 一 幼児等が利用するとき。

附 則

この教育委員会規則は、平成三十年四月一日から施行する。